**自費サービス契約書兼重要事項説明書**

2024年11月1日

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_（以下「利用者」といいます）と有限会社エンジェルケアプラン（以下事業者といいます）は、事業者が利用者に対して行う自費サービスについて、次のとおり契約します。

第１条 （契約の内容）

　事業者は、利用者が希望する法外サービス（ケアプランに記載されていない内容、介護保険または障害者総合支援法では対応できないまたは支給外）内容に対し、本サービスを提供します。利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条 （契約期間）

　この契約の契約期間は　本契約締結日から1年を経過する前日までを有効期間満了とします。契約満了日の2日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されたものとします。

第３条 （自費サービスの内容）

１．利用者が提供を受ける自費サービスの内容は以下の通りです。

・ケアプラン（サービス等利用計画）に記載された内容だが、支給量を超えたサービス。

・介護保険法または障害者総合支援法などで、認められないケアまたは清掃。

例）ケアプランに記載されていない内容、見守り、外出付き添い支援、ベランダの清掃等

・港区高齢者通院支援サービス時間上限または回数を超えた時間分、要支援の方の通院支援

２、お受けできないサービスは以下の通りです。

・医療ケア、医療的ケアなど、一部の専門職しか認められていない介護

・入浴サービスや、機能訓練などのリスクの高いサービス

・通帳またはクレジットカードのお預かりや、銀行またはATMなどからの引き出し代行、マイナンバー関連全般

※その他、安全性の確保が困難な場合はお断りする場合があります。

３．当契約書に記載されたサービス内容が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は適用範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て【契約書別紙】を作成し、それをもって自費サービスの内容とします。

第４条　（利用料について）

１、お支払いいただく料金の単価は下記の通りです。

**・身体介護あり：１時間4,60０円**

※介護保険法（訪問介護）または障害者総合支援法（居宅介護）に定められた身体介護に該当するサービス全般、外出同行、通院同行、食事の見守りなど。

**・家事援助のみ：1時間3,240円**

※１介護保険法（訪問介護）または障害者総合支援法（居宅介護）に定められた生活援助（家事援助）に該当するサービス全般、または該当しない箇所の清掃（※２）。

※２（例）ベランダ、換気扇、エアコンフィルター、ワークスペースや日常生活にて使っていない居室、同居人共有部の清掃。契約者本人以外の買い物が含む場合の買い物代行。書類整理、行政手続き代行、仏様の水交換やお花の購入など。

　　　　※3身体介護が一部でも含まれる場合は、身体介護ありの料金になります。

２、自費サービスのみのご依頼は**１時間から**承ります。

※支給されている介護サービスの延長による場合は、５分単位の請求（１桁繰上）

　３、朝（6時～8時）と夜（18時～22時）は**25％増し**となります。

深夜（22時～6時）は**50％増し**になります。

　４、同時に2人のスタッフが1人の利用者にサービスを行った場合、２人分の請求になります。

**第５条　（キャンセル規定・短縮延長について）**

１、お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. ご利用日の前日１８時までにご連絡いただいた場合 | 無料 |
| 1. ご連絡が上記の時間を過ぎた場合 | 料金の70％ |
| 1. 全く連絡いただかなかった場合 |

２、サービス時間の短縮は、前日１８時までにご連絡をお願いします。過ぎた場合は、予約されていた時間分を請求いたします。

３、サービス時間の延長は５分単位でお受けいたします。ただし、ヘルパーの都合、サービス内容によってはお断りさせていただく場合があります。

第６条 （サービス提供の記録）

１　事業者は、自費サービスの提供に関する記録について、提供の都度、記録を作成します。なお、作成した記録については、契約終了後５年間保存します。

２　事業者は、１により作成したサービス提供の記録について、毎回サービス終了時に、利用者から確認を受けます。

　３　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第１項の記録を閲覧することができます。

　４　利用者は、実費（A4サイズ1枚10円）を負担した上で、当該利用者に関する第１項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第７条 （本サービスの請求支払い方法）

１．利用者はサービスの対価として第４条に定める基本料金をもとに計算された月ごとの合計金額を支払います。

２．事業者は、当月の料金の合計金額に消費税額を乗じた額の明細書を付して請求書を、翌月20日までに利用者に通知します。

３．利用者は当月の料金の合計額を翌月27日に（口座自動引き落としの方法にて）支払います。

４．事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は利用者に領収書を発行します。

５．利用者は従業者が居宅においてサービス実施のために、使用する水道、ガス、電気、電話の費用や、外出時の同行に伴うヘルパーの交通費、施設利用の際のヘルパーの入場費など、かかる費用を実費にて負担します。

６．利用者はサービスに必要なディスポーザーグローブ、掃除道具や洗剤などの消耗品、外出や通院同行における交通費など、必要な備品の購入費または交通費を負担します。

　７、ヘルパーとの外出にてヘルパーとの飲食を希望される場合は、ヘルパーの飲食代は利用者負担になります。よって、注文内容の可否判断は利用者が行います。

第８条（契約の終了）

１．利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

２．事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月前の予告期間を置いて事由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

３．次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

　　①利用者のサービス利用料の支払いが1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、10日以内に支払われない場合

②利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

　　③事業者が破産した場合

４．利用者が死亡した場合は、この契約は自動的に終了します。

第９条（秘密保持）

事業者及び従業者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。

第1０条 （賠償責任）

事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第１１条（緊急時の対応）

　事業者は現にサービス提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合や、その他の緊急時には、速やかに主治医や必要な医療機関、家族、関係者への連絡を行います。その際に事前に取り決めがある場合は、その通りの方法で必要な措置を講じます。

第１２条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自費サービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

<担当窓口>

連絡先：TEL：03-5442-9800　 FAX：03-5442-9801

担当：管理者 平良剛志

受付時間：9：00～18：00（土、日、祝日　と12/29～1/3を除く）

第１３条（本契約に定めない事項）

１．利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２．この契約に定めない事項については、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第１４条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

本契約の証として本書２通を作成し、契約者と事業者とが記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

契約締結日 　　　　　年　　　　月　　　　日

事業者 住所 東京都港区芝浦2-17-2　田町竹芝ハイツ201号

事業社名 有限会社エンジェルケアプラン 代表取締役　　　　　　　　　本江　圭佑 印

説明者　　　　　　　　　　　平良　剛志 印

利用者氏名 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印